

利用規約

第1条 (適用範囲)

本規約は、株式会社オールフォー(以下「当社」といいます。)が「STUDIO IO」として運営及び管理するシミュレーションゴルフ施設(以下「当クラブ」といいます。)およびそれに派生するサービスの利用に関し適用されるものとします。

第2条 (会員制度)

1. 当クラブは年会費を払って利用の都度メンバー料金を支払うメンバー会員と、年会費を払わずに利用の都度ビジター料金を支払うビジター会員からなります。
両会員を総して、以下「会員」といいます。
2. 当クラブに入会される方は、本規約その他規則に同意し、当社所定の入会申込手続きが必要となり、当社が会員として適切であると判断した申込者は入会が認められ当クラブを利用することができます。なお、当社指定の入会申込手続きを行った時点で、申込者は本規約に同意したものとみなされます。
3. 会員は、本規約、当クラブ施設内の諸規則、その他当社が定める規則を全て遵守しなければなりません。

第3条 (入会資格)

次の各号のいずれかに該当する者は会員になることはできません。

- (1)本規約その他当社が定める規則に同意あるいは遵守できない者
- (2)入会申込を行う申込者と同一人物であることを確認できない者
- (3)過去または現在において暴力団もしくは反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者との関係を有すると判断した者
- (4)伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (5)18歳未満の者
- (6)公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められる者
- (7)その他、当社が会員としてふさわしくないと判断した者

第4条 (年会費と利用料等)

1. 会員は、年会費および利用料、その他当社が定める費用(以下「会費等」といいます。)を当社所定の方法で支払うものとします。
2. 当クラブは、会費等の改定を行うことができます。その場合は第21条の規定にしたがって周知を行うものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。
3. 会員が支払った年会費、利用料の返金には応じられません。

第5条 (メンバー会員)

1. メンバー会員は、年会費11,000円を当社所定の方法で支払うものとし、年会費を支払った日から1年間メンバー会員として当クラブを利用できます。

2. メンバー会員が1年間の期間満了時に退会を希望する場合は、期間満了月の前月の10日までに当社所定の方法により退会申し出を行うことを要し、期限までに退会申し出のない場合は期間を1年間更新し、当社所定の方法により年会費を支払うものとします。

第6条 (会員プランの変更)

会員は、プランの変更をする場合は、変更希望月の前月の10日までに所定の手続きを行うものとし、その場合、翌月1日からプランが変更されます。

第7条 (会員以外の当クラブの利用)

当社は、1回につき3名を限度として、会員が同伴した会員以外の者に当クラブの利用を認めます。

また、同伴する会員が責任をもって、これら会員以外の者に対し、本規約その他諸規約を遵守させ、連帯して一切の責任を負うこととします。

第8条 (利用予約、変更・キャンセル等)

1. 会員は、当社所定の手続きにより、会費等の支払い及び利用予約を行った上で、当クラブの施設を利用することができます。
2. 利用予約の変更は、利用開始時刻の90分前までに当社所定の方法により手続きを行った場合に限り、行うことができます。ただし、変更は当初の購入日から1ヶ月以内の日時に限り、以後の変更には応じられません。
3. ご予約時間を過ぎてもご連絡がなく、15分以上経過した場合は無断キャンセルとみなします。無断キャンセルの場合、理由の如何を問わず利用料の返金には応じられません。

第9条 (遵守事項)

会員は本規約に別途定める他、以下の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 当クラブの利用にあたっては、施設内に掲示されたルール、習慣上のルール、当社の説明や指示に従うこと
- (2) 当クラブ内またはその敷地内において、物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力の依頼行為、署名活動を行わないこと
- (3) 刃物等の危険物や、他者または施設・器具を傷つける可能性のある物品を当クラブまたは敷地内へ持ち込まないこと
- (4) 正当な理由なく他者の所持品に触れないこと
- (5) 当クラブの利用を認められていない者を同伴させないこと
- (6) 他の会員やスタッフを畏怖させる言動、その他迷惑と受け取られる言動を行わないこと
- (7) 他の会員やスタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為をしないこと
- (8) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為をしないこと
- (9) 動物を当クラブ内に持ち込まないこと

- (10)他の会員の施設利用を妨げる行為をしないこと
- (11)当クラブの秩序を乱し、またはその名誉、言用もしくは品位を傷つける言動をしないこと
- (12)当クラブ内、敷地内で喫煙をしないこと
- (13)当クラブ内への軽食及び飲料(アルコール含まない)の持込みを可とするが必ずゴミ、空き缶等は会員自身で持ち帰り当クラブを清潔に保つこと
- (14)会員は当社が防犯を目的として当クラブ内(トイレは除く)に複数の防犯カメラを設置し、録画・記録することをあらかじめ承諾すること
- (15)ゴルフブース内において、以下の行為は禁止します。
 - ① 打席、打席以外での打席幅を超えるようなスイング(横降り等)を行うこと
 - ② プレーヤー以外の方の打席、打席通路および打席付近への立ち入り
 - ③ 打席設備の移動および不適切と思われる使用を行うこと
 - ④ 当クラブ備付のボール以外を使用すること
 - ⑤ 当クラブのボールや備品を持ち出すこと
 - ⑥ その他注意事項

第10条 (入館の禁止、退場)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止、または施設からの退場を命じることができます。
 - (1)本規約その他当クラブの諸規則を違反した者
 - (2)当クラブにおいて第3条に定める入会資格を欠いていると判断した者、または入会後にその資格を欠くこととなった者
 - (3)体調不良や過度の飲酒、薬物使用等により正常な施設利用が出来ないと判断した者
 - (4)著しく不潔な身体または服装の者
 - (5)本規約の手續に従わず、会員以外を入館させた者および入館した者
 - (6)上記の他、当クラブにて入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者

第11条 (退会)

1. 会員が自己の都合により退会する場合は、当社所定の手続きを行った上で希望する月の月末をもって退会する事ができます。この手続きは原則として当社指定の電磁的方法によるものとし、所定の入カフォームへの入力を行い、当社の受領確認をもって手續が完了となります。
2. 退会手続きは、退会を希望する月の10日までに行なった場合当月末日をもって退会となり、11日以降に手続きが行われた場合は翌月末日をもって退会となります。
ただし、メンバー会員の期間満了時の退会については、第5条2項に従い、期間満了日の前月10日までに行うことを要します。

第12条 (届出等)

1. 会員は、入会手續時に申告した内容に変更があったときは、速やかに所定の方法にて

変更の届出をしなければなりません。

2. 当社ならびに当クラブから会員への諸通知等は、会員から届け出のあった住所またはメールアドレス等宛に行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達や延着等の場合でも、当社は発送後の責は負いません。

第13条 (退会処分)

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員を強制的に退会させること(以下「退会処分」といいます。)ができます。
 - (1)本規約(第9条を含み、これに限られない)およびその他当社が定める諸規則を遵守しないとき
 - (2)当クラブ内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、当クラブの運営に影響が生じると判断したとき
 - (3)第3条の各号に定める入会資格を欠いていると判断したとき
 - (4)その他、当クラブにおいて会員としてふさわしくない言動があったと認められたとき
2. 当クラブから退会処分を受けた会員は、退会処分以降、当クラブの利用はできません。
3. 退会処分を受けた会員は、将来にわたり期限の定めなく当クラブへの入会はできません。

第14条 (資格喪失)

1. 会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。
 - (1)退会、強制退会の処分を受けたとき
 - (2)死亡、または法人が解散したとき
 - (3)当クラブが閉鎖されたとき

第15条 (会員資格の譲渡禁止等)

当クラブの会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為または相続その他の包括継承はできません。

第16条 (営業日および営業時間)

当クラブの営業日、営業時間については当クラブが別に定めます。

但し、気象災害時等の理由により事前告知なく変更する場合があります。

第17条 (施設の利用制限・閉鎖等)

1. 当社は、次の理由により当クラブの全部または一部を閉鎖、もしくは利用を制限することがあります。
 - (1)気象・災害等により営業が困難であると認めたとき
 - (2)設備の点検、補修または改修をするとき
 - (3)法令の制定、改廃、行政指導、社会的情勢の著しい変化、その他運営上等やむを得ない事由が発生したとき

2. 前項の場合、事前にその旨を当クラブのホームページ等にて告示いたします。
但し、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第18条 （賠償責任）

1. 当クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害、その他の事故については、当社は、その故意または重過失による場合を除き、一切の責を負いません。
2. 会員および本規約第7条に定められた同伴者は、自己の責に帰すべき原因により、当クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

第19条 （業務委託）

当社は、当クラブの運営に関する業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができます。その場合において業務遂行のため必要な範囲で、会員の個人情報を提供する場合があります、会員はこれを了承するものとします。

第20条 （通知予告）

当クラブに関する通知または予告は、施設内に掲示する方法または電子メール等の電磁的方法により行います。

第21条 （本規約その他の諸規則の改定）

1. 当社は、相当な理由がある場合、本規約、細則、利用規定、その他当クラブの運営、管理に関する事項を会員の同意を得ることなく改定することができます。
2. 当社が本規約その他の諸規則の内容を変更する場合は、当社は変更後の利用規約及び効力発生日を、あらかじめ会員に適宜の方法で告知し、かつ、当社のウェブサイトに掲載する等、相当な方法により周知します。
3. 変更の効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用され、変更の効力発生日以降に当社の施設あるいはサービスを利用した場合には、変更後の利用規約に同意したものとみなされます。

第22条 （適用法および管轄裁判所）

当施設の利用ならびに利用規約の解釈および適用は日本国法に準拠します。
会員と当施設の間で訴訟の必要が生じた場合は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本規約は2023年3月21日より施行します。